

長有紀枝 (立教大学)

はじめに

二〇一七年末、一つの国連機関が二四年の活動に終止符を打った。一九九〇年代初頭、冷戦構造の崩壊とともに噴出した旧ユーゴスラビア紛争は民族紛争の代名詞ともなった。その戦争犯罪人を裁いた国際刑事法廷の閉廷である。

欧州で第二次世界大戦以来最悪と言われた旧ユーゴ紛争(一九九一～九五年)。その凄惨さとともに、明石康国連事務次長が旧ユーゴスラビアに展開していた国連PKO・国連保護軍(UNPROFOR)のトップを務め、緒方貞子国連難民高等弁務官(UNHCR)がその難民支援に奔走したことで、多くの日本人の記憶に刻まれていよう。そして本来国内法で裁かれるべき個人が、国際法によって国際的に裁かれるという事象は、設立主体に、戦勝国と国連という差があるとはいえ、ニュルンベルク・極東軍事裁判所に連なるものでもある。この戦犯法廷と日本との関係は、決して遠くはない\*1。

閉廷間もないこの段階で、また筆者の力不足から二四年の歴史すべてをまとめることはできない。断片的な試みとなるが、その遺産と教訓とを、日本のNGO・難民を助ける会の駐在員として旧ユーゴ紛争の救援活動に携わり、この地に多くの友人・知人を持つ者として、またジェノサイド予防にかかわる研究者として、論じてみたい。

## 1 「羅生門」的歴史認識

### “Rashōmon”

まだ雪が残る一九九五年三月、隣国セルビアからボスニア・ヘルツェゴビナに向かう車中、セルビア難民局に勤める友人が、旧ユーゴ紛争、あるいはボスニア紛争を指して口にした言葉だ。紛争終盤とはいえ、まだそれが紛争最後の年になろうとは想像していなかった時のことだ。

「まさに『ラッシュョモン』だろう?」。現地の言葉特有のRの音に強いアクセントを置いたその単語には、異国情緒が色濃く漂い、それが日本語だとはすぐに気づくことができなかった。しかし、彼の話が、ボスニア紛争の当事者三民族による歴史認識、戦争の見方や解釈の違いに及ぶに至り、私の頭の中のカタカナの「ラッシュョモン」は漢字の「羅生門」となった。芥川龍之介の『藪の中』を原作とする一九五〇年の黒澤明監督作品『羅生門』である。

法廷で裁かれた旧ユーゴ紛争を、特に対象とされた三つ巴のボスニア紛争をどのように見るかは、非常に複雑、かつむづかしい問題だ。「羅生門」のエピソードをとっても、現地語をなんと表記するのか(セルボ・クロアチア語か、セルビア語、クロアチア語、ボシュニャック語か)、歴史認識の「歴史」をどこまで遡るのか(一四世紀後半か、第一次世界大戦

か、第二次世界大戦か)、そもそも紛争とはどの紛争を指すのか。

一般に、(何をもって「一般」とするか自体、多分に話者の意図や立ち位置を示すことになるのだが) 欧米社会を中心とする国際社会においては、セルビア悪玉論が席捲しているといえるだろう。では、国連や安保理、そしてその一機関である戦犯法廷においてはどうか。私の友人のいうところの「羅生門」的歴史観・歴史認識を取ってはいなかったことは確かである。ではどのように見ていたのか。

## 2 ICTY 安保理によって設けられた国連機関

「一九九一年以後旧ユーゴスラビアの領域内で行われた国際人道法に対する重大な違反について責任を有するものの訴追のための国際裁判所」、略して「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (The International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia: ICTY)」は旧ユーゴ紛争さなかの一九九三年五月二五日、国連安保理決議八二七と付属する裁判所規程により設立された。この五年後、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(一九九八年七月一七日採択) という多国間条約により誕生した、常設の国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) とは異なり、安保理という政治機関が設立した、時限付き (アドホック) の国連機関である。

組織は、第一審 (Trial Chambers) と上訴審 (Appeals Chamber) からなる裁判部、検察局 (Office of the Prosecutor)、および双方に役務を提供する書記局 (Registry) により構成され、最大時で八〇カ国におよぶ一〇〇〇人強の職員を抱えていた。管轄権をもつ犯罪は、(イ) 一九四九年のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為、(ロ) 戦争の法規又は慣例に対する違反、(ハ) 集団殺害、(ニ) 人道に対する罪の四類型である。国内裁判所との関係では、ICTYが国内裁判所に優越する。

ICTYの最大の特徴は、まず、ニュルンベルク・極東国際軍事裁判所以来、初の国際刑事裁判所であることが挙げられる。さらに本来、独立性や公平性が重視される司法機関が、国連安保理という政治的な機関によって設立されたことも特筆に値する (古谷二五頁)。ICTYとは安保理が、旧ユーゴスラビア領域内で発生した事象を、国連憲章第七章に基づき、第三九条の「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為」を構成していると「決定し」、第四一条の非軍事的措置に従って設立した安保理に付随する組織なのである。

設立にあたっては、総会決議や条約の形式も検討されたものの、紛争の最中に、そのあまりに甚大な国際人道法違反や、血で血を洗うような民族浄化の実態を憂慮し、戦争犯罪人の処罰が、紛争の終結に大きく寄与することを想定して、(膨大な時間を要する、条約や国連総会決議の形ではなく) 国連の強制措置の発動である憲章七章下の安保理決議が選択された。

ICTYは、既述のとおり、紛争のただ中に設立された機関である。それゆえ、後にルワンダのジェノサイド収束を受けて、その責任者を訴追するために、同じく安保理決議 (一九九四年一月八日の安保理決議九五五) により設立されたルワンダ国際刑事裁判所 (ICT

R)とは対照的に、その時間的管轄権の終わりが示されていなかった(ICTRの時間的管轄権は一九九四年一月一日～一二月三十一日)。

そのため、当初、クロアチアおよびボスニアで起きていた紛争を対象としてスタートしたものの、他の旧ユーゴ領域内で起きた事象、すなわち、一九九八年以降はコソボ危機が発生するに及んでコソボも、さらに二〇〇一年にマケドニアで紛争が発生すると、マケドニアで起きた事象も管轄下に加えられることとなった。

特に、コソボ危機に関しては、セルビアに対し、北大西洋条約機構(NATO)が大規模空爆を行い、紛争当事者となったこと、またコソボにおけるアルバニア人に対する大規模な人権侵害を理由に、国際刑事裁判史上初めて、現職の国家元首・ユーゴスラビア連邦(当時)のミロシェビッチ大統領を訴追したことは、特筆すべき出来事である。

こうした経緯を経て、ICTYは、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、マケドニアで発生した事象を対象に、二四年におよぶ審理を経て、一六一人を起訴し、九〇人に有罪判決を言い渡した。残り七一人については、無罪一九人、起訴取り下げ二〇人、死亡一七人(ICTY移送前の死亡一〇人、移送後の死亡七人)、ICTYの後継機関「旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所の残余メカニズム:MICT」(二〇一〇年一二月二二日の安保理決議一九六六にて設立)において再審理が二人である。さらに一三人が旧ユーゴ領域内の国内裁判所へ委託(referral)された。

国内裁判所への委託は、当初の想定を大きく超え、予算、規模ともに巨大な機関になったICTYとICTRの活動を収束に向かわせる必要から、また、ICTYでは裁ききれない戦争犯罪人を地元、国内の裁判所で裁いていくために進められたプロセスである。二〇〇四年時点でこれら二つの国際刑事裁判所の擁する人員は二〇〇〇名以上、両者の年間予算は、この年の国連の通常予算の実に一五%におよぶ金額となっていた(Schabas, p.6)。なお、旧ユーゴ諸国にとって悲願であるEU加盟が、犯罪人引渡しや捜査協力を引き出すための重要な取引材料として機能したことも忘れてはならない。

### 3 最大の目的とその成果

ICTYの成果について、ICTYのパンフレットやホームページにある文言を表(下段)にまとめた。

---

#### ICTYの成果

- ・ **犠牲者に正義をもたらす**—ICTYは旧ユーゴの多大な被害者に対して行われた犯罪に対し、161人を起訴した。
- ・ **指導者の責任を追及する**—ICTYは国家元首や軍隊の長、大臣や政府高官、中高級レベルの政治的・軍事的指導者を起訴した。これにより、ICTYは、指導者が責任を追及されるか否か、ではなく、いつされるかという問題であることを確実にした。
- ・ **罪を個人に帰す**—ICTYは残虐な犯罪を犯した個人の責任を追及することで個人の犯罪と

責任を打ち立てた。

- ・ **犠牲者に発言の機会を与える**—ICTYは何千という被害者に、証言の機会を与えた。多くの犠牲者が、ICTYに証言に赴くという類まれな勇気を示し、それにより旧ユーゴで発生した出来事に関し、事実の立証に貢献した。
- ・ **事実を証明する**—ICTYは、合理的な疑いを超えて、旧ユーゴで犯された犯罪についての事実を立証した。審理を通じ、ICTYは歴史的な記録の形成に貢献し、否定と戦い、修正主義の出現を予防した。
- ・ **法の支配を強化**—ICTYは旧ユーゴ地域の司法機関が、戦争犯罪人の裁きを継続できるように支援した。ICTYは法の支配の強化の一環として、証拠や情報、判決記録を提供しながら旧ユーゴ各国の国内法廷と連携した。
- ・ **国際法の発展に寄与**—判決や判例、手続き証拠規則を通じて国際刑事法分野の理解と発展に多大な貢献をし、その後の国際刑事法廷、ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR)、シエラレオネ特別法廷 (SCSL)、カンボジアのクメール・ルージュ裁判特別法廷 (ECCC)、レバノン特別法廷 (STL) そして国際刑事裁判所 (ICC) の設立の端緒となった。
- ・ **効果的なアウトリーチプログラムの創出**—ICTYと地域の関係強化し、その判例や判決に地域の人々が触れられるような多様なプログラムを実施した。

---

ICTYの最大の目的は、旧ユーゴ紛争の停止と犯罪人の処罰である。この本来の目的の評価は後述するとして、まず、ICTYが国際法の発展に果たした役割について触れないわけにはいかない。国際法、とりわけ国際刑事法や国際人道法の領域への貢献は計り知れないものがある。副次的効果にすぎないとはいえ、研究者によっては、ICTY最大の功績とも目されよう。なぜなら、この分野においては、法概念は存在しても、法の実行そのものの前例がなきに等しかったからである。

ハイテク技術を駆使し近代法廷のモデルともなったICTYは、過去五〇年の「不処罰の文化」に終止符を打ち、国際人道法と国際刑事法で多くの先例を生み出した。ICTYが管轄権を有する、一九四九年のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為、戦争の法規慣例違反、人道に対する罪、集団殺害（ジェノサイド）罪の定義や構成要件を明確にしたのみならず、性暴力が国際法上の犯罪を構成しうることを明らかにし、一九四九年のジュネーブ諸条約が適用される国際的な武力紛争の存在の認定や保護対象者の定義、上官責任の認定など枚挙にいとまがない。さらに特筆すべきは、慣習法の一部とされるものの、ICTY規程には明文規定はない、新しい法概念JCE (Joint Criminal Enterprise：共同犯罪企図) が、判例を通じて生み出された点である。JCEは、犯罪の成立前や犯行の合意時、あるいは犯罪行為とは物理的に離れた地点で犯罪の企図に重大な影響を及ぼしたと考えられる責任者や指導者に対して、たとえ証拠がなくともその犯罪を立証する概念として多用された (Schabas, p.24、竹村)。

I C T R と合算し、国連の通常予算の一五%を占めるなどカネがかかりすぎたことは大きな誤算といえようが、国際法領域への多大な貢献を可能にしたのは、この法廷が安保理の附属機関であること、それゆえすべての国連加盟国が従うべき拘束力をもっていたこと、同時に安保理にとっては、東欧の小国で起きた出来事に過ぎないことが挙げられよう。

I C T Y の判事らにしても、自らの出身国で、国中が注視する大物政治家や要人を裁くときに、否応なく直面するであろう類の圧力からも自由であったはずだ。また、そもそも上部機関である安保理から求められ、国際世論上も「戦犯」と認定され、被害者や証人がその非道や犯罪について証言を行う被告を裁く裁判である。多くの場合、いかなる遠慮も政治的配慮も不要であったことが、これらの法的発展をゆるぎないものとしたと筆者は考えている。そもそも J C E という法概念自体、当時国際社会からナチの強制収容所になぞらえて大きな注目を集めていたオマルスカ「強制収容所」（実態は、捕虜収容所であったとも言われるが）のセルビア人看守や、ムラジッチらセルビアの武装勢力の最高幹部らを裁くために編み出されたものとも考えられる。

性暴力の訴追に関しても I C T Y の功績は大きく、起訴された一六一名のうち、ほぼ半数の四八%にあたる七八名の起訴状の訴因に性的暴力が含まれ、三二名が有罪となった。

さらに、I C T Y が強調するのは、犯罪の責任を国家や民族集団ではなく、個人に帰着させることの重要性である。これにより特定の国家や民族集団が、集団的な責任を負わされるのが防止される、ひいては、大規模な違反行為や犯罪の事後に必要な社会集団間の和解を促進させる効果が期待できるとされる。しかし、これには国際刑事裁判が公正・公平なものであるという認識が大前提となるだろう。果たして、紛争当事者に、あるいは、各民族に I C T Y はそのように認識されていたのであろうか。

#### 4 「反セルビア的」との批判

I C T Y が反セルビア的である、という批判が主にセルビア人の側から、また少数派ではあるが、西欧ジャーナリズムでも一部のジャーナリストや研究者の間で繰り返されてきた。それらは、決してセルビア人武装勢力や犯罪者が行った残虐な犯罪、スレブレニツァの虐殺事件などを否定するものではないものの、I C T Y が反セルビア的すぎるという批判は根強い。しかし、I C T Y が反セルビア的であることは驚くにあたらない。なぜなら、I C T Y 規程に裁く対象となる民族名は明記されていないものの、国際社会、特にアメリカおよび欧州のメディアでボスニア・ヘルツェゴビナにおける、セルビア人勢力による、イスラム教徒に対する残虐な犯罪が喧伝され、I C T Y はそれを停止させるために設立されたものだからである。I C T Y を設立した決議八二七が採択される半年以上前から、関連する会合や会見の席で、特にアメリカの要人たちが、訴追対象の民族集団のみならず、その政治的、軍事的指導者・責任者として、ボスニアのセルビア人武装勢力(V R S)のカラジッチ大統領、ムラジッチ将軍、隣国セルビアのミロシェビッチ大統領を名指ししていた。このように、そもそも反セルビアの星のもとに生まれた機関が I C T Y なのである。そしてこうした土壌

を生み出す背景に、米国の広告代理店「ルーダー・フィン社」の暗躍があったことは、一部の人にはよく知られた事実である（高木、ブロック）。

さらに特に初期には、ICTYの起訴の対象が、本来その対象とすべき、指導者や大物ではなく、小物に限られるという批判も多かった。実際、ボスニア紛争を終結させた一九九五年の Dayton 和平合意以前の起訴は、ICTYという期限付きの、高額な費用が発生する国際刑事裁判に適さない、強制収容所の看守クラスのセルビア人のみである。これに対し、ICTYは、和平合意前は紛争中であったため、現場での捜査ができず、西欧諸国にボスニアから難民として逃れた犠牲者や証人の証言が唯一の起訴材料であり、彼ら捕虜や被害者が実際に目撃できたのは、政治や軍事の中核にいる指導者ではなく、囚人や捕虜に直接接することができる看守クラスであったことをその理由としている（ICTYホームページ、History）。実際、ボスニアの三民族すべてに有罪判決が出たのは、Dayton 和平合意後の一九九八年のことである。

では、実際どれくらいのセルビア人が起訴されたのか。ICTYは、民族ではなく、罪を犯した個人を裁く法廷として、起訴状、裁判記録（証人の保護などの特殊な事例を除き）など裁判に関するほとんどすべてを公開しているが、民族的な内訳は一切公表していない。そこでそれら裁判記録から、筆者個人の計算となるが、民族別の内訳を辿るとセルビア人六七％、クロアチア人二一・七％、ムスリム人（ボシュニャック人）五・六％、アルバニア人四・四％、マケドニア人一・二％である。これを主要三民族（一五二名）のみで対比するなら七一％、二三％、六％という圧倒的な開きがある。

ムスリム人の被害が圧倒的に多かったことは事実であろう。しかし、「犯罪の量としては圧倒的にセルビア側が多いが、犯罪の質においては、三民族同様である」というのが当時現場にいた UNPROFOR や援助関係者の半ば常識であった。これほどの開きがあるほど、被害に格差のある紛争であったのだろうか。

紛争当時、ボスニア紛争の犠牲者はおよそ二〇万人とされた。その後、サラエボの「リサーチ・アンド・ドキュメンテーション・センター（RDC）」がボスニア紛争の全犠牲者の氏名と軍人・文民の別、民族名、死亡場所と死亡日時を明記した犠牲者名簿を作成し、二〇〇七年に公表した。これにより犠牲者数はおよそ一〇万人に下方修正された。RDCはその後データを更新し、最終版を二〇一三年に公開している（Mirsad Tokaca, 2013, The Bosnian Book of Dead, RDC and the Humanitarian Law Center of Serbia, Sarajevo）。これによれば、民族名が明らかにされていない五一〇〇名を加えた犠牲者総数は一〇万一〇四〇名、このうち民族が判明している九万五九四〇名の内訳は、ボシュニャック六万二〇一三名（六一・四％）、セルビア人二万四九五三名（二四・七％）、クロアチア人八四〇三名（八・三％）、その他五七一名（〇・六％）である。

これに対し、RDC代表のミルサド・トカチャにインタビューしたロイター電 (After years of toil, book names Bosnian war dead, 二〇一三年二月一五日付け) は、「西側で受け入れられている説明どおりの結果」というが、筆者の感想は少々異なる。圧倒的な軍事力の差があったとされるセルビア側とボスニア政府側の軍人の犠牲者の比率にそこまで決定的な開きがない (二者だけの比率なら六：四) と思われる一方で、民間人の犠牲者に圧倒的な開きがある点 (およそ九：一) に違和感を覚えたのである\* 2。

では有罪判決を受けた九〇人はどうだろうか。これも筆者独自の集計によるが、セルビア人七〇%、クロアチア人一四%、ムスリム人一・一%、アルバニア人二%、マケドニア人一%である。断定は控えたいが、このRDCの、特に民間人の犠牲者数を見る限り、判決が

	民間人		兵士		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
ボシュニャック人	31,107	81.3%	30,906	53.6%	62,013	61.4%
セルビア人	4,178	10.9%	20,775	36.0%	24,953	24.7%
クロアチア人	2,484	6.5%	5,919	10.3%	8,403	8.3%
その他	470	1.2%	101	0.2%	571	0.6%
不明					5,100	5.0%
合計	38,239	100.0%	57,701	100.0%	101,040	100.0%

偏っているとは思えない。

しかし、それでもなお、ICTYは反セルビア的である、という認識が消えないのはなぜか。それは、既述のとおり、もともと、セルビア人を裁くための法廷としてスタートしたこと、ICTYへの不信感から、セルビア人の犠牲者が証言を拒むケースが相次ぎ、セルビア人が被害者である犯罪の立証が困難を極めたこと (藤原111頁)。この地域に限った話ではないが、自らが受けた被害については、詳細な情報が出回るが、他民族に与えた被害については、詳細な情報が得られない場合が多いこと、さらには、セルビア人が被害者となった重大かつ象徴的な案件で、当事者以外の関係者からも、戦犯と目されるボシュニャックやクロアチア人が無罪となったことがある。

スレブレニツァ近郊で紛争初期にセルビア系住民が多数犠牲となった、セルビア人にとっての「スレブレニツァ事件」で、ムスリム側の司令官であったオリッチの一審判決は二年、上訴審では無罪。二〇万人のセルビア人がクロアチアから難民となって追放されたクロアチア軍による「嵐作戦」の責任者でカーラ・デルポンテ検察官 (当時) がその訴追に執念を燃やしたゴトビナは一審で二四年の判決が出たものの、上訴審では無罪となった。

また獄死したミロシェビッチや四〇年の有罪判決を受けたカラジッチのカウンターパートである、クロアチアやボスニアの政治指導者が訴追されなかったこともある。クロアチアのトウジマン大統領はICTYから起訴されることなく一九九九年一二月に七七歳で病死した。ボスニアのイゼトベゴビッチ大統領はICTYによる捜査は開始されたものの完了

前の二〇〇三年一〇月に七八歳で死亡し、捜査は中止されている。ICTYで唯一ジェノサイドと認定されたスレブレニツァ事件判決にも大きな疑問が残る。セルビア人武装勢力により、戦争犯罪や人道に対する罪が犯されたことは疑いない事実である。しかしそれがジェノサイド罪を構成する犯罪であったかについては、政治的判断や配慮が働かなかったとはいいがたい。

## 5 最後の判決

二〇一七年一月二二日。ICTYにとって閉幕前の一つのクライマックスともいえる日。安保理のメンバー国がICTYの設立前から、訴追対象の戦犯として名指ししていたボスニアのセルビア人武装勢力の最高司令官であるムラジッチ被告に第一審判決が下った。筆者もハーグのICTY内で判決の行方を見守った。ムラジッチ被告は（拘束前および、拘留中のハーグで発症した脳梗塞の後遺症から感情のコントロールができない状態であったことから）「全部でたらめだ」と大声を出し途中退出を命じられた後の判決言い渡しであった。ICTY最高刑である終身刑の判決が言い渡されたその瞬間、別室にいたにもかかわらず、犠牲者遺族たちの声にならない声やうめきで、揺れるはずのない重厚なICTYの建物全体が地響きを立てて揺れたような感覚にとらわれた。

七日後の一月二九日、最後の上訴審判決。ボスニアのクロアチア人勢力がモスタルはじめ、ムスリム人に対して行った一連の犯罪で政治および軍の指導者六人がJCEを根拠として一〇～二五年の有罪判決を受けた。ICTY史上、非常に重要な判決であったものの、ムラジッチ判決に比べ注目が低いと思われた裁判が別の意味で大きなニュースとなった。被告の一人、ボスニアのクロアチア軍の最高司令官ブラリャック被告が、判決が言い渡された直後「ブラリャックは犯罪者ではない」と叫んで液体をあおり、服毒自殺をはかったのだ。数時間後病院で死亡が確認された。元映画監督でもあったブラリャック被告の自殺の報にクロアチアでは悼む声が、対照的にサラエボでは「自分で死ねるなんて贅沢だ。あの戦争で死にたいときに死ねた人はいない」「地獄で腐ればいい」という感想があったと聞いた。

## 6 国際戦犯法廷の先にあるもの

ICTYは確かにその目的を達したと言える。セルビア人の戦犯を裁く、という目的である。もちろん裁かれたのはセルビア人のみではない。すべての紛争当事者が有罪判決を受けた。しかしそこに、和解や紛争予防の副次的効果を期待するのであれば、ボスニア紛争を終結させた Dayton 和平合意が「停戦には成功したが、国造りには失敗」と評されるように、ICTYも「一部戦犯の不処罰の停止には成功したが、和解と平和構築には失敗」という評価も成り立つだろう。

本来、国際刑事裁判の特徴の一つは、紛争地や人権侵害の現場から距離を置いた場所であり、当事者の政治的、物理的妨害に左右されない公平性と独立性にある。しかし、ICTYをみる限り、「中立性」や「第三者性」を放棄した冷戦後の安保理による政治的な決議の形

で誕生した。その構造的な欠陥、設計図そのものの弱点が、一〇〇〇人を超える職員の献身的な働きとはまた別のところで、平和構築や和解の妨げになっているといえないだろうか。

Dayton 和平合意が三民族以外の存在を認めないことで、三民族の分断を濃くしたように、ICTYも三民族ではなく個人を裁くその方法によって、「正義」という刀で分断を一層鮮明にした。戦争犯罪人を美化する政治家の発言や風潮があるとして、ICTYや国連事務総長が閉所式でも異議を唱えたが、ICTYの「戦犯」のなかには、個人の利害や損得勘定ではなく、自らの民を守るためだけに戦い、それらの「戦犯」に実際に命を救われたという人々も大勢いる。

ムラジッチ判決後、ボスニアにいる友人に恐る恐る感想を尋ねた。夏に会った時には「ICTYには何も期待していない。どんな判決が出ても誰も満足しないと思う。ボシュニャク人は軽すぎる、不十分だといい、セルビア人は重過ぎる、不当だというに決まっている」と語っていた青年医師。スレブレニツァの虐殺で祖父と叔父を亡くした遺族である。しかし、ムラジッチ被告の終身刑を受けてその友人は言った。「あまりに遅すぎたけれど、自分にとっても家族にとっても、少しでも、正義がなされたことは嬉しい」。彼は続ける。「でも同時に悲しみもつものだった。判決が下っても、誰も帰ってこないから。今日、スレブレニツァ近くの村に車を走らせた。ムラジッチと彼の政策のせいでもう誰も住まなくなった村が多くある。セルビア人は今回の判決は、尊敬すべき人物への不当な攻撃判決だと考えている。僕の国には、憎しみと傷だけが残った。これがどのように癒えるのかわからない」。

ICTYの二四年を大変大まかに振り返ったが、ICTYの閉廷は、冷戦終了直後の国際社会の産物の終焉であって、旧ユーゴ紛争の戦後処理の終焉ではない。ICTYの後継機関MICTでは、カラジッチ、ムラジッチ両被告の上訴審を含め四つの事件の五人が係争中であり、国内裁判も続いている。

私たちはこれらの進展と紛争後の社会の行く末とを、引き続き注意深く見守る必要があるだろう。ボスニアの戦争犯罪人の裁きは、来るべきシリアの紛争後の試金石でもあるのだから。

\* 1 いつの頃からか、旧ユーゴ紛争の戦犯や紛争後のいわゆる移行期の社会、戦犯法廷の判決の行方を追うことは、映し鏡のように、戦後の日本の姿を重ね合わせ、あとをたどる作業にもなった。ボスニア紛争終結から二十余年。日本でいえば昭和四〇年代後半にあたろう。国際的性格を帯びたとはいえ内戦と、国家間の戦争を同じ土俵で議論はできない。戦後七〇年が過ぎてなお戦後処理の終わらない日中韓の関係をみるなら、たった二〇年しかたっていないボスニアの三民族が分断の中にいることは何ら不思議ではないのかもしれない。

\* 2 イスラム武装勢力からの挑発行動が多かった点は当時から再三指摘されていた。不利な紛争を有利に進めるため、また国際社会の注目と同情・関心を引くため、あるいは、あ

る土地の支配の正当性を確保するため、ボスニア政府側が、住民を安全な地域へ避難させることを拒んだり、自軍の民間人を犠牲にするような戦術・戦略をとっていたという証言もある（多谷75頁）。

#### 参考文献

稲角光恵「旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）の閉廷計画と国家への事件委託」金沢大学『金沢法学』第五一卷第一号、二〇〇八年

佐原徹哉『ボスニア内戦—グローバリゼーションとカオスの民族化』有志舎、二〇〇八年

柴宜弘『ユーゴスラヴィア現代史』岩波書店、一九九六年

高木徹『ドキュメント 戦争広告代理店—情報操作とボスニア紛争』講談社、二〇〇二年

竹村仁美「国際刑事法における JCE (Joint Criminal Enterprise) の概念 (1) (2)」『一橋法学』六 (二)、六 (三)、二〇〇七年

多谷千香子『戦争犯罪と法』岩波書店、二〇〇六年

城山英明、石田勇治、遠藤乾編『紛争現場からの平和構築—国際刑事司法の役割と課題』東信堂、二〇〇七年

藤原広人「国際刑事司法過程と平和構築—紛争後社会の集合的記憶形成を手がかりとして」、城山、石田、遠藤編前掲書所収

古谷修一「国際刑事裁判権の意義と問題—国際法秩序における革新性と連続性」、村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所—最も重大な国際裁判を裁く』東信堂、二〇〇八年

望月康恵「移行期正義における国際的な刑事裁判所の役割—目的と機能の乖離」関西学院大学『法と政治』二〇〇八年

イヴォ・アンドリッチ著、田中一生・山崎洋共訳『サラエボの鐘』恒文社、一九九七年

ピーター・ブロック著、田辺希久子訳、柴宜弘解説『戦争報道—メディアの大罪—ユーゴ内戦でジャーナリストは何をしなかったのか』ダイヤモンド社、二〇〇九年

長有紀枝『スレブレニツァ—あるジェノサイドをめぐる考察』東信堂、二〇〇九年

Schabas, William A. The UN International Criminal Tribunals :The Former Yugoslavia, Rwanda and Sierra Leone, Cambridge University Press, 2006

Stover, Eric, The Witnesses: War Crimes and the Promise of Justice in the Hague, Pennsylvania Studies in Human Rights, 2007

ICTY ホームページ、History, Key Figures of Cases ほか <http://www.icty.org/>